

議案第 86 号

さいたま市建築等関係事務手数料条例の一部を改正する条例の制定について
さいたま市建築等関係事務手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 4 年 6 月 1 日提出

さいたま市長 清 水 勇 人

さいたま市建築等関係事務手数料条例の一部を改正する条例

さいたま市建築等関係事務手数料条例（平成 13 年さいたま市条例第 73 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後		改正前	
別表（第 2 条関係）		別表（第 2 条関係）	
事務の種類	手数料の額	事務の種類	手数料の額
1～62 [略]		1～62 [略]	
63 [略]		63 [略]	
63の2 長期優良住宅法 第 5 条第 6 項及び第 7 項 の規定による長期優良住 宅維持保全計画の認定の 申請に対する審査（第 6 3 項の 3 に規定するもの を除く。）	次の各号に掲 げる区分に応じ、 当該各号に定め る金額		
(1) 一戸建てのもの	85,000円		
(2) 一戸建て以外のも ア 床面積の合計が 5 00 平方メートル以 下のもの	194,000 円		
イ 床面積の合計が 5 00 平方メートルを 超え 1,000 平方 メートル以下のもの	306,000 円		
ウ 床面積の合計が 1 ,000 平方メー トルを超え 2,500 平方メートル以下の もの	599,000 円		

エ 床面積の合計が2,500平方メートルを超え5,000平方メートル以下のもの	1,068,000円
オ 床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下のもの	1,832,000円
カ 床面積の合計が10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以下のもの	3,384,000円
キ 床面積の合計が20,000平方メートルを超え30,000平方メートル以下のもの	4,832,000円
ク 床面積の合計が30,000平方メートルを超えるもの	5,919,000円

63の3 長期優良住宅法第5条第6項及び第7項の規定による長期優良住宅維持保全計画の認定の申請に対する審査で、品確法第6条の2第5項に規定する確認書若しくは住宅性能評価書又はこれらの写しのあるもの	次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める金額
(1) 一戸建てのもの	13,000円
(2) 一戸建て以外のもの	
ア 床面積の合計が500平方メートル以下のもの	25,000円
イ 床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以下のもの	42,000円
ウ 床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,500平方メートル以下のもの	78,000円
エ 床面積の合計が2,500平方メートルを超え5,000平方メートル以下のもの	118,000円

オ 床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下のもの	173,000円
カ 床面積の合計が10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以下のもの	300,000円
キ 床面積の合計が20,000平方メートルを超え30,000平方メートル以下のもの	386,000円
ク 床面積の合計が30,000平方メートルを超えるもの	451,000円

64 長期優良住宅法第8条第1項の規定による長期優良住宅建築等計画又は長期優良住宅維持保全計画の変更の認定の申請に対する審査（長期優良住宅法第8条第1項の規定による長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査にあつては、次項に規定するものを除く。）

第61項各号、第62項各号、第63項の2各号又は前項各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額の2分の1に相当する額

65・66 [略]

67 長期優良住宅法第10条の規定による長期優良住宅建築等計画又は長期優良住宅維持保全計画の認定の地位の承継の申請に対する審査

[略]

67の2～80 [略]

備考

1～3 [略]

4 第61項、第62項、第63項の2及び第63項の3において「床面積の合計」とは、長期優良住宅法第5条第1項から第7項までの規定による認定及び変更の認定の申請に係る住戸が属する1の建築物の延べ面積（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第2条第1項第4号の規定により算出された延べ面積）をいう。

5～8 [略]

--	--

64 長期優良住宅法第8条第1項の規定による長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査（次項に規定するものを除く。）

第61項各号又は第62項各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額の2分の1に相当する額

65・66 [略]

67 長期優良住宅法第10条の規定による長期優良住宅建築等計画の認定の地位の承継の申請に対する審査

[略]

67の2～80 [略]

備考

1～3 [略]

4 第61項及び第62項において「床面積の合計」とは、長期優良住宅法第5条第1項から第5項までの規定による認定及び変更の認定の申請に係る住戸が属する1の建築物の延べ面積（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第2条第1項第4号の規定により算出された延べ面積）をいう。

5～8 [略]

附 則

この条例は、令和4年10月1日から施行する。